

令和 8 年度佐賀県障害福祉関係等施設整備費

補助金協議対象事業募集要項

1 整備方針（国庫補助協議対象事業）

佐賀県では、障害者差別解消法の「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という理念の実現に向け、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援・就労支援、障害児のサービス提供体制の計画的な構築等を念頭に、次のとおり整備方針を定めます。

（1）優先的な協議対象

ア グループホームの整備

障害のある方が安心して生活できる環境作りや、長期入院精神障害者の住まいの確保等を図るため、以下に該当するものを優先的な協議対象とします。

- ① 障害支援区分 4 以上の重度障害者や強度行動障害の状態がある者、医療的ケアを必要とする者を受け入れるグループホーム
- ② 精神科病院に入院している障害者を積極的に受け入れるグループホーム
- ③ 障害者支援施設に入所している障害者を積極的に受け入れるグループホーム

イ 障害児支援の提供体制の整備

障害児の障害種別や年齢等のニーズに応じた質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るため、以下に該当するものを優先的な協議対象とします。

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備及び放課後等デイサービス事業所の整備
- ③ 重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児（者）の受入体制を充実するための医療型短期入所の整備

ウ 耐震化整備等

防災・減災の観点から以下に該当するものを優先的な協議対象とします。

- ① 施設の防災・減災の観点から、建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）
- ② 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備
- ③ 緊急災害時用の自家発電設備又は給水設備の整備
- ④ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修を行うもの

エ 先進的な支援の提供体制の整備等

障害のある者と障害のない者が共に学ぶことができる仕組みづくり（インクルーシブ教育システムの推進）に資する整備その他先進的な支援の提供体制の整備等として県が特に認めるものを優先的な協議対象とします。

(2) 留意すべき事項

- ① 真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象としてください。
- ② 国・県の予算に限りがあることから、補助事業として採択できるとは限りません。採択されない場合の対応も想定しておいてください。

※令和6年度においては、当初予算で2事業、補正予算で1事業と、厳しい採択状況となっています。

- ③ 国の整備方針や通知等により補助対象事業が変更となる場合があります。
- ④ 地域の既存障害福祉サービス事業所の定員が、利用者数の見込みを超えている場合は協議対象にならないことがあります。
- ⑤ 単に待機者数を把握するだけでなく、施設の中長期的な必要性を調査するなど、実態を的確に把握するよう努めてください。
- ⑥ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、事業の着実な実施を見込んでください。
- ⑦ 佐賀県福祉のまちづくり条例にかかる施設整備基準に適合させてください。
- ⑧ 整備用地が確保され、土地利用規制や排水等に問題が無いことが要件です。抵当権の設定された用地、契約期間が短すぎる借地、土砂災害防止等の警戒区域、農業振興地域等における施設整備は協議対象にならない場合があります。
- ⑨ 関係者（関係市町、土木部局等）との調整を十分行ってください。
- ⑩ 協議の対象は、令和8年度の単年度事業で、年度内に県の完成検査を行う必要があります。事業着手（入札・契約手続き等）は、国の内示（例年7月頃）を受け、県が法人への内示を行った後となるため、工期は約8か月以内（法令上の各種検査、手直し工事等及び検査済証受領を含め、原則2月末まで）であることが必要です。
- ⑪ 国の補助の内示前に、事業着手（契約）したものは、内示があった場合でも、補助の対象外となります。このため、協議に必要な基本設計等の費用は補助の対象なりません。
- ⑫ 県暴力団排除条例により、役員等に暴力団員があるもの等は、補助対象者となることができません。国との協議等に先立ち、役員等に暴力団員がいないこと等について、県警察本部に確認を行うことがあります。
- ⑬ 提出書類に虚偽の記載をした場合、無効となります。
- ⑭ 法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は「設立準備委員会」としてください。
- ⑮ 協議書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- ⑯ 国庫補助の内示後は原則として辞退できませんので、整備計画の見直しが必要な場合は早めに県にご相談下さい。

- ⑰ 施設の新規整備について、災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、原則補助の対象となりません。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、必要に応じて、安全上及び避難上の対策を補助の条件とする予定です。
- ⑱ 既設法人で直近の決算において負債が資産を上回っている場合や、新設法人で建設自己資金及び法人の年間事業費の 1/12 に相当する額以上の運営資金の確保ができない場合は、補助の対象となりません。

2 補助事業の概要

(1) 障害者施設等における整備区分及び主な補助対象事業種別等

① 整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容	目安等
創設	新たに施設を整備すること。	新たに指定を受ける施設を整備すること
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増員に伴い、屋根等がつながっている部分の施設面積を拡大する場合。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備をすること。	部分改築（柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合）、移転改築を含む。
大規模修繕等	既存施設について平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。	柱等のほか、外壁も残し、建物の内側だけを新しくする場合。 総事業費が一定の範囲内等の金額であること。
スプリンクラー設備等整備	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備すること。	消防法施行令及び同規則に基づく設備の整備。
老朽民間社会福祉施設整備	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。	社会福祉法人設置の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等が対象。
応急仮設施設整備	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。	長時間継続する災害により必要と認められる応急仮設施設整備。
避難スペース整備	平成 25 年 2 月 26 日障発 0226 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。	30 人程度が長期的に避難生活可能等の要件を満たすこと。

② 主な補助対象事業種別及び整備区分

事業種別 \ 整備区分		創設	増築	改築	大規模修繕等	スプリンクラー	老朽	応急仮設施設	避難スペース
障害福祉サービス事業所	療養介護、生活介護 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練） 就労定着支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型	○	○	○	○	—	△	○	○
	居宅介護、重度訪問介護、同行援護 行動援護、就労定着支援、自立生活援助	○	○	○	○	—	△	○	—
	短期入所 共同生活援助（グループホーム）	○	○	○	○	○	△	○	○
	障害者支援施設	○ ¹	—	○	○	○	△	○	○
地域相談支援（地域移行支援） 地域相談支援（地域定着支援） 計画相談支援		○	○	○	○	—	—	○	—

※記号の意味 【 ○：対象 △：社会福祉法人のみ対象 —：対象外 】

¹ 定員数の増は原則認められない

(2) 障害児施設等における整備区分及び主な補助対象事業種別等

① 整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容	目安等
創設	新たに施設を整備すること。	新たに指定を受ける施設を整備すること
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増員に伴い、屋根等がつながっている部分の施設面積を拡大する場合。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。	部分改築（柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合）、移転改築を含む。
大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。	柱等のほか、外壁も残し、建物の内側だけを新しくする場合。 総事業費が一定の範囲内等の金額であること。
スプリンクラー設備等整備	令和5年8月22日こ成事第422号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。	消防法施行令及び同規則に基づく設備の整備。
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。	社会福祉法人設置の児童福祉施設等が対象。
防犯対策強化に係る整備	令和5年8月22日こ成事第429号こども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。	門、フェンス等の外構の設置、修繕及び非常通報装置等の設置。
応急仮施設整備	令和5年8月22日こ成事第428号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。	長時間継続する災害により必要と認められる応急仮施設整備。
避難スペース整備	令和5年8月22日こ成事第427号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。	30人程度が長期的に避難生活可能等の要件を満たすこと。

② 主な補助対象事業種別及び整備区分

事業種別		整備区分	創設	増築	改築	大規模修繕等	スプリングラー	老朽	応急仮設施設	避難スペース
障害児通所支援事業所	児童発達支援センター 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス		○	○	○	○	—	—	○	○
	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援		○	○	○	○	—	—	○	○
医療型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設			○	○	○	○	○	△	○	○
障害児相談支援			○	○	○	○	—	—	○	○

※記号の意味 【 ○：対象 △：社会福祉法人のみ対象 —：対象外 】

(3) 補助金額等の概要

① - 1 障害者施設等における補助金額（千円未満切り捨て）

間接補助基準単価（国通知参照）と、補助対象経費（工事費・工事請負費及び工事事務費）に $\frac{3}{4}$ を乗じた額を比較して、少ない方の額

※詳しくは交付要綱を確認してください。

※工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）は、工事費・工事請負費の 2.6% が上限額。

※解体撤去工事及び仮施設整備工事費は、原則として、改築及び老朽民間社会福祉施設整備に伴う場合のみ対象。

※営利法人等の場合、申請等の際、総事業費から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額を対象経費の実支出額と比較して交付額を算定していくことになりますので、ご注意ください。

① - 2 障害児施設等における補助金額（千円未満切り捨て）

交付基礎額（国通知参照）と、補助対象経費（工事費・工事請負費及び工事事務費）に $\frac{1}{2}$ を乗じた額を比較して、少ない方の額を国庫交付額とし、国庫交付額 + 国庫交付額 $\times \frac{1}{2}$ の額

※詳しくは国交付要綱を確認してください。

※工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）は、工事費・工事請負費の 2.6% が上限額。

※解体撤去工事及び仮施設整備工事費は、原則として、改築及び老朽民間社会福祉施設整備に伴う場合のみ対象。

※営利法人等の場合、申請等の際、総事業費から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額を対象経費の実支出額と比較して交付額を算定していくことになりますので、ご注意ください。

② 補助事業の負担割合 ： 国 $\frac{2}{4}$ 県 $\frac{1}{4}$ 法人 $\frac{1}{4}$

③ 補助対象外経費となる主なもの

(ア) 他の補助金の交付を受けて整備するもの

(イ) 外構・緑化工事（建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、駐車場看板、造園植栽、外灯等）

(ウ) 土地の買収又は整地に要する費用

(エ) 既存建物の買収に要する費用

(オ) 職員の宿舍に要する費用

(カ) 施設に固定していない設備等

(キ) 不動産登記関係手数料

(ク)各種申請手続費（電力会社、水道局、消防局等）

(ケ)防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用

(コ)その他施設整備費として適当と認められない費用（租税公課、借地料等）

(サ)用途上補助対象でない部分（面積）に係る工事請負費・工事監理費

例：法人事務局、地域活動支援センター、日中一時支援、介護サービス事業所

3 優先順位の考え方

1の整備方針に基づき、法人から提出のあった整備計画（協議書類）について、事業の必要性、確実性、法人の運営の安定性、補助実施の公平性等の観点から、優先順位をつけ、総合的に協議対象事業を選定します。原則として、同一年度に同一法人の複数事業を選定することはできません。

評価基準	最高	最低
	60	0
事業の必要性		
✓ 具体的利用見込者数の確保	3	0
✓ 各障害福祉保健圏域における障害福祉サービス等の充足状況	7	0
✓ 既存施設の状況	9	0
✓ 優先的な協議対象に該当	20	0
法人の運営の安定性		
✓ 障害福祉サービス等の提供実績	3	0
✓ 決算状況	3	0
✓ 第三者評価制度の受審状況	3	0
事業の確実性		
✓ 用地の確保	3	0
✓ 用地に係る規制等	3	0
✓ 自己負担分の資金調達	3	0
補助実施の公平性		
✓ 過年度の補助実績	3	0

4 協議書類の提出について

補助を協議することを決定した際は、まず「施設整備連絡シート」を提出してください。

その後、以下の期限までに協議書類を提出してください。

提出期限において協議書類に不備・不足がある場合、審査対象外となることがありますので、期限に余裕をもって提出することをおすすめします。

施設整備に係る連絡については、基本的に「施設整備連絡シート」を活用した電子メールでのやりとりとしますのでご理解をお願いします。

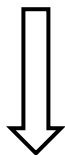
＜協議書類提出までの流れ＞

(1) 事前連絡

県に補助協議を行うことを方針決定した際は、別添「施設整備連絡シート」を用いて、『協議予定の連絡』を行ってください。

【提出期限】 令和 7 年 7 月 4 日（金）

【提出方法】 電子媒体 shougai Fukushima@pref.saga.lg.jp（佐賀県障害福祉課施設担当あて）



(2) 整備計画（協議書類）の提出

【提出期限】 令和 7 年 8 月 8 日（金） ※必着

【提出方法】 紙媒体及び電子媒体

※提出後、必要に応じてメールでやり取りしながら修正をお願いすることがありますので、電子メールでのデータ送付も必ず併せて行ってください。

＜紙媒体提出先＞

○提出部数：1 部

○全て A 4 サイズ・片面印刷で郵送により提出してください。

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県障害福祉課施設担当あて

（受付時間：平日 8:30-12:00、13:00-17:15）

＜電子媒体提出先＞ shougai Fukushima@pref.saga.lg.jp

（佐賀県障害福祉課施設担当あて）

5 その他留意事項

- (1) 本事業を行うために締結する契約については、平成 28 年 7 月 20 日付け佐賀県健康福祉部「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」に則り、工事費・工事請負費のほか、設計監督料等の工事事務費を含め、原則として、県の競争入札参加資格業者の一般競争入札等を行うことが必要となります。
- (2) 県内企業の受注機会を確保し、雇用の維持を図るため、事業実施にあたっては「佐賀県ローカル発注促進要領」に則る必要がありますので、下請け工事を含めて県内企業へ発注することが基本となります。
- (3) 本事業の補助を受けて整備した施設等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、処分制限がかかります。また、今回の整備計画において、国や県等から補助を受けていた施設に抵当権設定や取壊し等を行う場合、別途、財産処分承認の手続きが必要になることがあります。

令和 8 年度国庫補助協議の流れ

時期	事業者	県	国
令和 7 年 6 月		募集開始	
7 月 4 日まで	連絡シート提出	連絡シート提出〆切	
8 月 8 日まで	協議書類提出	協議書類提出〆切	
		事業者ヒアリング 採点評価	
1 0 月		当初予算要求	
1 2 月		審査会	
令和 8 年 3 月			R 8 当初予算 国庫協議案内
4 月上旬		国庫協議書類提出	
6 月下旬		内示	内示
7 月	事前着手届	事前着手承認	
	事業着手		
8 月以降	交付申請	交付申請 交付決定	交付決定